

臨時福祉給付金を支給します

申請・問合せ先 福祉課地域福祉係 ☎72-2111内線445

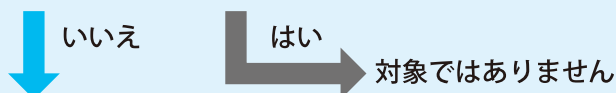
平成26年度に引き続き、消費税率引き上げの影響を考慮して、臨時福祉給付金を支給します。給付を受けるためには申請手続きが必要になるため、支給の対象となる可能性がある人に、**9月初めごろ申請書を郵送**します。

- 支給対象者** 平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていない人
※ただし、次のいずれかに該当する人は対象外です
・市民税(均等割)が課税されている人に生活の面倒を見てもらっている人(扶養親族など)
・生活保護の受給者 など
- 支給額** 対象者1人につき6,000円(1回限り)
- 申請期間** 9月1日(火)～平成28年2月29日(月)
- 提出書類** ①申請書 ②本人確認書類(運転免許証、健康保険証などの写し)
③振込先金融機関口座確認書類(通帳またはキャッシュカードの写し)
- 提出方法** **郵送で提出**(申請書を送付する際に、返信用封筒を同封します)

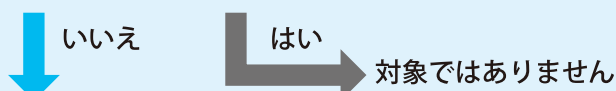
※平成27年1月1日時点で小郡市に住民登録がない人は、同日に住民登録がある市町村への申請となります
※配偶者からの暴力を理由に避難している人や児童福祉施設に入所している児童などで、小郡市へ住民票を移すことができていない場合でも、一定の要件を満たす場合は小郡市での申請が可能ですので、ご相談ください

臨時福祉給付金対象者診断チャート

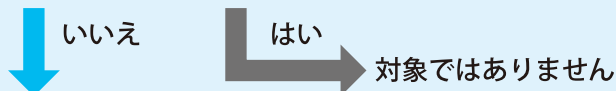
1. 平成27年度分の市民税(均等割)は課税されていますか？



2. 平成27年度分の市民税(均等割)が課税されている人に生活の面倒を見てもらっていますか？(扶養されていますか？)



3. 生活保護を受けていますか？



臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります



給付金の支給を装った
「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」
にご注意ください！

◆市や国が、給付金の支給のためにATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません

◆市や国が、給付金の支給のために、手数料などの振込みを求めることはありません



～子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ～

申請・問合せ先 子育て支援課児童家庭係 ☎72-2111内線474

子育て世帯に対して支給する臨時特例給付金の申請受付を、6月から開始しています。まだ申請をしていない人は、お早目に申請してください。(申請書は、5月末に郵送しています)

- 申請期限** 12月1日(火)※消印有効
- 対象者** 次の全ての要件を満たす人
・平成27年5月31日現在で小郡市に住民票がある人
・平成27年6月分の児童手当(特例給付を含まない)の受給者
・平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人
※臨時福祉給付金の対象者や生活保護の受給者も対象になります
- 支給額** 対象児童1人につき3,000円
〈対象児童〉支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を含まない)の対象となる児童

